

留学ジャーナルの 大学留学／大学院留学 プログラム

留学ジャーナルの大学留学／大学院留学プログラムは、
将来を見据え、現在から最終目標までの留学プランを立て、確実に実現します。
「留学したい」と考え始めたその時から、留学前、留学中、留学後、
そして就職まで、留学ジャーナルがサポート。
安心した留学生在活が送れるよう、充実したサービスを提供します。

プログラムの対象校

アメリカ・カナダ・イギリス・オーストラリア・ニュージーランドの高等教育機関すべてが対象になります。



アメリカ

4年制大学
2年制大学
大学院



カナダ

4年制大学
2年制大学
(カレッジ・ユニバーシティカレッジ)
大学院



イギリス

大学
および
大学教育課程と
同等レベルを持つ
教育機関
(ファウンデーションコース・
公立カレッジを含む)
大学院



オーストラリア

大学
および
大学教育課程と
同等レベルを持つ
教育機関
(ファウンデーションコース・
TAFEを含む)
大学院



ニュージーランド

大学
および
大学教育課程と
同等レベルを持つ
教育機関
(ファウンデーションコース・
ポリテクニクを含む)
大学院

プログラム内容一覧

- 1 地域、専攻、成績、英語力、費用など、さまざまな要素をカウンセラーとともに検討し、出願校を絞り込みます。また、必要な試験のスコアを目標に、いつTOEFLやGRE、GMATを受験するかを決め、目標とする出願日、ビザ申請日などを決定し、留学のプランニングをしていきます。
- 2 留学の出願に必要な出願書類を万全なものに整えるため、エッセイ、英文履歴書の添削、作成アドバイスをを行います。

- 3 4 5 留学希望校への出願手続き、滞在先の手続き、フライト手配など、出発までに必要な一連の留学手続きを代行します。学生ビザ、航空券の手配、現地の空港での出迎えサービス等の手配も行います。
- 6 留学の心構えや準備、留学生生活全般について詳しくお話をする「生活準備講座」、出発当日の手続きから現地到着、学校初日までの詳細を確認する「出発前の最終ガイダンス」などのオリエンテーションがあります。

- 7 留学ジャーナルの「スチューデントプロテクション」で、緊急時に24時間、365日、日本語での電話相談がフリーダイヤルで可能。また担当カウンセラーが留学終了まで生活相談、進路相談を受け付けています。
- 8 帰国後の進路相談、就職相談を受け付けています。就職活動の方法や留学成果のアピール手段などアドバイスする他、希望者には提携の人材紹介会社等のご紹介もしています。また、留学中から情報交換やネットワークづくりの場としてOB会・RJネットワーククラブにご登録いただけます。

【アメリカ限定】
さらに、「安心サポートプラン」にお申し込みになると現地サポートオフィスによる、現地での定期的なカウンセリングや保護者へのレポート送付も含まれた手厚いサポートを受けることができます。
※有料オプション
現地で日本語の話せる家庭教師(チューター)を希望する場合、有料で手配(1時間US\$30~40)できます。

留学ジャーナル 大学留学／大学院留学プログラムに 含まれるもの

- プログラムに含まれます
- ／ プログラムに含まれません
- ☆ 有料で利用できます

	留学前 ▶▶						留学中 ▶▶				帰国後	
	1	2	3	4	5	6	7		8			
大学留学プログラム	●	／	／	●	☆	●	●	☆	●	☆	●	●
大学留学プログラム+安心サポートプラン	●	●	／	☆	●	●	●	☆	●	☆	●	●
大学院留学プログラム	個別カウンセリングのため											
	●	☆	☆	●	／	●	●	☆	●	☆	☆	●
	●	●	●	●	／	●	●	☆	●	☆	☆	●
トータルサポートコース	●	●	●	／	●	●	☆	●	☆	●	／	●

プログラムお申し込みの流れ

無料カウンセリング

まずはカウンセリングをお受けください。初回のカウンセリングは無料です。海外の教育制度、必要となるテスト、成績、書類など、大学留学/大学院留学を考えるにあたって、知っておいていただきたい基礎的なことをご説明します。また、留学ジャーナル大学留学/大学院留学プログラムについてご説明します。プログラムについて十分理解していただき、大学留学/大学院留学についての不安や疑問を一緒に解決していきます。

大学留学/大学院留学 プログラムのお申し込み

留学についての不安や疑問が解決し、大学留学/大学院留学の方向性が決まりましたら、プログラム申し込み書に必要事項をご記入のうえ、各留学ジャーナルカウンセリングセンターまで郵送または直接ご持参ください。また、所定のプログラム費用をご入金ください。

※「安心サポートプラン」にお申し込みをご希望される方は、別途専用申し込み書のご記入が必要です。詳しい説明案内をご請求ください。

留学ジャーナル大学留学/ 大学院留学プログラムの開始

申し込み書が到着し、プログラム費用のご入金確認後、「留学ジャーナル大学留学/大学院留学プログラムお申込み確認書」の発送をもってプログラムの開始とさせていただきます。最終ゴールを目指して、最適な進路を担当カウンセラーと一緒に考えていただき、専攻・学校選びなど卒業までの留学プランを立てていきます。出願する学校が決まりましたら、出願手続きから渡航手続きまで、留学ジャーナルが責任を持って行います。不明点、疑問点はもちろん、出発前の不安なども、担当カウンセラーにご相談ください。

必要書類

出願方法は
国によって異なります。
留学カウンセラーにご確認ください。

例) ~アメリカへ留学する場合~

- ・英文の預金残高証明書(コースにより、ビザ申請時および学校への出願時に必要になります)
- ・成績証明書(コースによって必要な場合があります)
- ・予防接種または健康診断書(コースによって必要な場合があります)

プログラム費用振込先銀行

みずほ銀行 新宿新都心支店
口座名:(株)留学ジャーナル
普通 2636391

プログラム申込書の提出先

下記最寄りの「留学ジャーナル申し込み係」
まで直接または郵送にてご提出ください。

- 東京 〒160-0016 東京都新宿区信濃町34 JR信濃町ビル6F
- 大阪 〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-6-6
コウツキキャピタルウエスト11F
- 名古屋 〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1
名古屋国際センタービル22F
- 福岡 〒810-0001 福岡市中央区天神1-1-1
アクロス福岡西オフィス4F
※12月上旬に以下に移転予定
福岡市中央区天神1-6-8
天神ツインビル6F
- 岡山 〒700-8610 岡山市北区厚生町2-3-23 イーオン本社ビル2F

留学ジャーナル カウンセリングセンター

ご予約・お問い合わせ

0120-890-987

<http://www.ryugaku.co.jp>

携帯電話からでもOKです

東京

営業時間 月～金 10:00～20:00
土 10:00～18:00

〒160-0016 東京都新宿区信濃町34
JR信濃町ビル6F
TEL:03-5312-4421



大阪

営業時間 月・金・土 10:00～18:00
火・水・木 10:00～20:00
日 11:00～17:00

〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-6-6
コウツキキャピタルウエスト11F
TEL:06-6312-3321



名古屋

営業時間 月～土 10:00～18:00
木 10:00～20:00

〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1
名古屋国際センタービル22F
TEL:052-561-8821



福岡

営業時間 火～土 10:00～18:00
木 10:00～20:00

〒810-0001 福岡市中央区天神1-1-1
アクロス福岡 西オフィス4F
※12月上旬に以下に移転予定
福岡市中央区天神1-6-8 天神ツインビル6F
TEL:092-712-9921



岡山

営業時間 月～土 10:00～18:00

〒700-8610 岡山市北区厚生町2-3-23
イーオン本社ビル2F
TEL:086-225-8709



～留学プログラムお申込みを検討いただいているお客様へ～

留学プログラム約款の一部変更について以下の変更をお知らせいたします。

お申込みの前には、ご希望のプログラムに対応する留学プログラム約款をよくお読みいただき、ご不明な点をご確認いただいたうえで留学プログラムのお申し込みをいただきますようお願いいたします。

なお、4月12日付にて、以下の条項において変更をいたしております。あわせてご確認をお願いいたします。

大学留学／大学院留学プログラム約款

<改定前>

第10条（申し込み後の取消と返金）

【大学留学プログラム】

申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消：
当社は、第6条（1）項に定めるプログラム費から 52,500 円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願をする前までの取消：当社は、第6条（1）項に定めるプログラム費から 105,000 円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願後の取消：一切返金はいたしません。

※ただし、安心サポートプラン申し込み者が留学プログラムを取り消す場合、あるいは留学前にサポートプランのみ取り消す場合は、安心サポートプラン費から 52,500 円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

【大学院留学プログラム】

申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消：
当社は、第6条（1）項に定めるプログラム費から 52,500 円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願校を決定する前までの取消：当社は、第6条（1）項に定めるプログラム費から 105,000 円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願をする前までの取消：当社は、第6条（1）項に定めるプログラム費から 210,000 円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願後の取消：一切返金はいたしません。

※ただし、上記プログラムの進度によらず書類作成指導が行われた場合は、さらに 105,000 円を差し引いた差額を返金いたします。

第12条（当社からの解約）

（1）申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。

①申し込み者が～

②申し込み者が～

③申し込み者が所在不明、または1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき

④申し込み者が～

⑤申し込み者が～

⑥その他、当社がやむを得ない事由があると認めた時

<改定後>

第10条（申し込み後の取消と返金）

【大学留学プログラム】

申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消：
当社は、第6条（1）項に定めるプログラム費から 52,500 円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。（※申し込みから起算して8日目までの取消は全額返金をいたします。）

・申し込みから出願をする前までの取消：当社は、第6条（1）項に定めるプログラム費から 105,000 円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願後の取消：一切返金はいたしません。

※ただし、安心サポートプラン申し込み者が留学プログラムを取り消す場合、あるいは留学前にサポートプランのみ取り消す場合は、安心サポートプラン費から 52,500 円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

【大学院留学プログラム】

申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消：
当社は、第6条（1）項に定めるプログラム費から 52,500 円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。（※申し込みから起算して8日目までの取消は全額返金をいたします。）

・申し込みから出願校を決定する前までの取消：当社は、第6条（1）項に定めるプログラム費から 105,000 円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願をする前までの取消：当社は、第6条（1）項に定めるプログラム費から 210,000 円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願後の取消：一切返金はいたしません。

※ただし、上記プログラムの進度によらず書類作成指導が行われた場合は、さらに 105,000 円を差し引いた差額を返金いたします。

第12条（当社からの解約）

（1）申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。

①申し込み者が～

②申し込み者が～

③申し込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき

④申し込み者が～

⑤申し込み者が～

（2）前項に基づき、～

第 15 条（前受金の保全）

<改定前>

当社は次の通り前受金の保全措置を講じております。

当社は、留学にかかる費用の内、プログラム費、授業料、滞在費のお預り金（前受金）を対象として、当社の運営資金ならびに保有財産から完全に切り離し、分別管理をするための「前受金分別信託制度」を導入しています。

詳細は～

<改定後>

当社は次の通り前受金の保全措置を講じております。

当社は、留学にかかる費用の内、プログラム費、授業料、滞在費のお預り金（前受金）を対象として、当社の運営資金ならびに保有財産から完全に切り離し、分別管理をするための「前受金分別信託制度」を導入しています。（※留学費用は受け入れ先が期日を定めている場合を除き、ご出発の 1～2 ヶ月前にお支払いいただきます。）

留学ジャーナル 大学留学／大学院留学プログラム約款

留学ジャーナル 大学留学／大学院留学プログラムにお申し込み頂く前に必ずお読みください。

第1条 (約款)

申し込み希望者は、本約款を承諾の上、株式会社留学ジャーナル(以下「当社」といいます)に対し、本約款に含まれる各種サービス(以下「留学プログラム」といいます)を申し込みます。

第2条 (契約の申し込みと成立)

- (1)本約款における申し込み希望者による留学プログラム契約の申し込みは、申し込み希望者が、当社に対して本約款に基づき、所定の「留学プログラム申し込み書」を作成し提出し、かつ第6条(1)項に基づき所定の「プログラム費」を支払い、当社がその「留学プログラム申し込み書」の提出及び「プログラム費」の受領を確認したときをいいます(当社が申し込みを承諾した申し込み希望者を以下「申し込み者」といいます)。
- (2)本約款に基づき申し込み者と当社との間の留学プログラム契約は、当社が申し込み者に対し、申し込み者からの申し込みを承諾する旨の書面(留学ジャーナル大学／大学院留学プログラム申し込み確認書)を発送したときに成立するとします。
- (3)留学プログラムの短大・大学・大学院またはそれに相当する高等教育機関(以下「留学先」といいます)が決定し、留学手続きを開始するとき、当社はその確認として申し込み者に対し出願申し込みを承諾する旨の書面(出願代行手続き引受確認書)を発送します。
- (4)大学留学プログラムの申し込み者は、希望より第6条(6)項①に定める「安心サポートプラン」に申し込みいただくことができます。この場合、希望者は留学出発前までに別途費用申込書を提出し、追加費用の支払いを当社が確認したときに申し込みが成立します。

第3条 (拒否事由)

- 当社は、申し込み者から、本約款に基づく留学プログラムの申し込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数認められるときは、申し込み者からの申し込みをお断りすることがあります。
- (1)申し込み者の日本のでの学業成績が留学先の定める評定値に達していないときや申し込み者に留学に適した条件が備わっていないと当社が認めたとき。
 - (2)申し込み者が未成年である場合または学生の場合、申し込みについて親権者(両親等)の同意がないとき。
 - (3)申し込み者が希望する留学先の定員に受入可能な余裕がない場合等、客観的に留学が認められる可能性がないことが明らかとなるとき。
 - (4)申し込み者が希望する留学先・留学時期の申し込み手続きの期限までに、留学手続きが完了できない見通しがないとき。
 - (5)申し込み者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき。
 - (6)申し込み者が留学先への入学希望時期から遡って2年以上前に申し込みをしたとき。
 - (7)その他、当社が不適当と認めたとき。

第4条 (プログラムの範囲)

当留学プログラムは、申し込み者の学術的関心、将来の志望進路、現在までの学業成績や社会経験ならびに英語力、留学期間及び予算等の諸条件を基に、当社の留学カウンセラーが個別にカウンセリングを行うものです。従って、カウンセリング開始後は本約款に定められている場合を除き、プログラム費の返還はいたしません。なお、当社は申し込み者に対して留学プログラムを提供するにあたり、本約款でお約束する事項以外の事項につき、申し込み者に対して何らの保証を行うものではありません。

- この留学プログラムに含まれるサービスは、次の通りです。
- (1)学校選択
申し込み者は、申し込み者の希望留学先を担当留学カウンセラーと相談しつつ、申し込み者の意思により2校まで選択します。
 - (2)各種手続きの代行
①留学手続き及び入学手続き
当社は、申し込み者が本条(1)項に従って選択した希望留学先2校に対し、入学願書と必要書類を送り(以下「留学手続き」といいます)、入学許可が得られた場合に入学許可証を、条件付き入学許可があった場合に条件付き入学予定書を取り寄せること等により、申し込み者が希望する留学先への入学手続きを代行します。
②滞在先手続き
当社は、申し込み者が留学する際のホームステイ・寮滞在等の申し込み手続きを代行いたします。ただし、申し込み者の希望より入寮またはホームステイを希望しない場合、もしくは希望留学先が寮などの滞在施設をもたない場合や申し込み手続きの代行ができない場合、当社は原則として、この滞在先手続きの代行はいたしません。また、アパートの手配等、寮・ホームステイ先以外の滞在手続きの代行はいたしません。

- 希望留学先に留学する前に、申し込み者が語学コースを申し込みの場合、当社は、手続きが代行可能な場合のみ、申し込み者の滞在先について、寮・ホームステイ先の申し込み手続きを代行します。申し込み者が、希望留学先に入学する前に語学コースを申し込みの場合、または語学コースの後に申し込み者が希望留学先に入学する場合でも、当社は希望留学先について、ホームステイ・寮滞在等の申し込み手続きの代行はいたしません。ただし、申し込み者の希望留学先への入学時期が、申し込み者の日本からの出発日(以下「出発日」といいます)前に決定している場合には、当社は希望留学先について、ホームステイ・寮滞在等の申し込み手続きを代行します。
- 希望留学先もしくは語学コースによっては、申し込み者の出発日より前に寮またはホームステイ等の滞在先住所・部屋番号がわからない場合があります。寮の場合、1人部屋か否か、またはルームメイト等について、申し込み者の希望が通らない場合があります。また、ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生在が滞在先の場合もあります。当社の責によらない事由で申し込み者の滞在先が確保できない場合、または申し込み者の希望どおり滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。
- ③ 渡航手配手続き
希望者には、成田空港またはその他の日本国内の出発空港から希望留学先の最寄り空港までの片道または往復航空券を手配します。

航空券の申し込み・取消等は、別に定める標準旅行業約款の手配旅行契約の部、渡航手配代行契約の部ならびに当社の航空券取扱条件書等(以下「旅行取扱」：株式会社留学ジャーナル観光庁長官登録旅行業第1695号)。

- ④留学費用の支払い
当社は、第6条(2)項に定める希望留学先または語学コースへの留学費用の支払い手続きを送金あるいは銀行小切手の送付により代行します。ただし、正式に希望留学先に入学する前に、申し込み者が語学コースを申し込みの場合、原則として当該語学コースのみ当該支払い代行手続きの対象となります。申し込み者は、当社が指定する納付期日までに、所定の金額を当社指定の口座に振り込まなければなりません。希望留学先もしくは語学コースによっては、留学費用を(ⅰ)送金または銀行小切手によって支払う場合、(ⅱ)現地でトラバースチェックによって支払う場合があります。この場合当社は、原則として、(ⅰ)の方法によるのみ代行いたします(第8条の為替変動もご参照ください)。トラバースチェックに支払う必要がある場合、申し込み者は事前にトラバースチェックをご自身でご用意の上、現地にて希望留学先もしくは語学コースに直接お支払いください。
- 留学費用は、希望留学先もしくは語学コース、航空会社、その他留学費用の支払い先の事情により予告なしに変更されることがあります。この場合、申し込み者は、当社が申し込み者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。
- ⑤外貨購入先の紹介
留学費用の支払いにトラバースチェックを必要とする場合、当社はトラバースチェックの購入方法ならびに購入先をご紹介いたします。
- ⑥海外留学保険加入手続き
当社は、海外留学保険の加入手続きを代行します。通常、アメリカの大学・2年制大学及び語学コースをはじめ海外の留學生を受け入れる学校では、独自に留學生に保険の加入を義務付けているところもありますが、補償内容が異なるため海外留学保険にはぜひ加入されるようおすすめします。なお、海外留学の保険料は別途料金となります。
- ⑦パスポート申請書類
申し込み者が希望する場合、当社の指定する旅行代理店が、パスポート申請書類を別途定める「旅券・査証手配条件書」に準じて、別途料金にて作成します。ただし、パスポート申請時及び受理時、申し込み者本人が所轄官庁に出向かなければなりません。
- ⑧ビザ取得手続き
留学先でビザが必要となる場合、希望者に当社の指定する旅行代理店が、申請書類の作成または代理申請を別途定める「旅券・査証手配条件書」に準じ、別途料金にて行います。留学国や申し込み者の居住地域によって、または渡航予定日まで十分な時間がいない場合は、ビザの代理申請等ができない場合もあります。なお、ビザの代理申請はビザの取得を保証するものではありません。

- ⑨必要書類の翻訳
第3条に定める留学手続きに必要な書類の作成にあたって、指定された言語での書類が申し込み者において用意できない場合、当社は英語(以下「原語」)と日本語(以下「訳語」)をそれぞれ1冊ずつ、原語と訳語の両方を別添付として提供いたします。なお、訳語は、別途請求いたします。
- (3)英語講座
当社は、申し込み者に対して無料で受講できる英語講座を提供します。その内容については、担当留学カウンセラーにご確認ください。
- (4)エッセイの作成指導(大学留学プログラム安心サポートプラン)・大学院プログラム：スタンダード及びトータルサポートコースのみ
⑤ 履歴書の作成指導(大学院プログラム：スタンダード及びトータルサポートコースのみ)
当社は、希望留学先の入学申請に必要なエッセイ、履歴書の作成に関するアドバイス及び添削指導を申し込み者に対して行います。
- (6)オリエンテーション
当社は、留學生の心構え、生活に必要なクレジットカード・保険・電話の利用の仕方などを紹介した小冊子を配布し、担当留学カウンセラーが随時行う留学に関するアドバイス、(生活準備講座)、「出発前の最終ガイダンス」等を通じ、また出発後は、緊急時対応の「留学ジャーナルシュルチアード・プロジェクト」により、オリエンテーションを行います。なお、留学ジャーナルカウンセリングセンター等、オリエンテーションが実施される会場までの交通費、申し込み者の負担となります。

- (7)留学中のサポート
下記①のサービスは、申し込み者の出発日から1年間有効です。1年以上の期間にわたるサポートの申し込みは、別途料金(第6条(6)項③参照)がかかります。②のサービスは、大学院プログラムが1年間、大学プログラムは申し込み者が留学を終えるまで有効です。③のサービスは、「安心サポートプラン」申し込み者へのみ有効です。
- ①留学中の不慮の事態に対して、日本語でアドバイスする24時間電話サービス「留学ジャーナルシュルチアードプロジェクト」を実施します(電話によるアドバイスは、AIGインターナショナル・サービス(AIG)が行います)。
- ②担当留学カウンセラーによる、電話またはEメールによる以下の相談
・留學生生活全般についての相談
・進路についての相談
・学生ビザ、仕事等についての相談
③現地サポートオフィス(アメリカ：ロサンゼルス及びニューヨーク)にて、進路及び就職相談が卒業まで受けられます。定期的な個人カウンセリング及びグループカウンセリングを提供し、保護者には個人カウンセリング実施後、レポートを送付します。(現地での進路相談はLos Angeles College Tour (LACT)が行います。)
- (8)当社の留学ローンの紹介・申し込み代行
当社は、提携金融機関により留学費用等の貸付を行う留学ローンの紹介・申し込みを代行いたします。詳細は、希望者に後日案内する同ローンの約款をご覧ください。なお、出発日までに十分な時間がない場合、留学ローンを利用できないことがあります。

第5条 (必要書類)

申し込み者が留学プログラムに基づきサービスを受けるにあたり、留学手続きに必要な書類は、当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申し込み者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続き担当カウンセラーまでお送りください。

第6条 (諸費用)

- (1)プログラム費
申し込み者は、本項に定めるプログラム費を本第2条及び第9条に記載通りお支払いいただきます。なお、各プログラム費には、本条(2)項～(6)項の費用は含まれません。
・留学ジャーナル大学留学プログラム費：315,000円(税込)
・留学ジャーナル大学院留学プログラム・トータルサポート(第4条(1)項から(7)項のすべてが対象)のプログラム費：525,000円(税込)
・留学ジャーナル大学院留学プログラム・スタンダードサポート(第4条(7)項①を除くすべてが対象)のプログラム費：420,000円(税込)
・留学ジャーナル大学院留学プログラム・ベasiswaサポート(第4条(4)項、(7)項①を除くすべてが対象)のプログラム費：315,000円(税込)
- (2)留学費用
当社では、希望留学先または語学コースへの入学手続きに必要な費用としての関連料や滞在先申込金、授業料及び入学登録料、ホームステイ・寮に開関する費用、食費、航空料金、空港出入料(空港出入料が必要かつ可能な場合のみ)、その他申し込み者の留学期間中に必要となる費用(以下、これらを「留学費用」と総称します)を希望留学先または語学コースから当社に寄せられる最新の資料に基づいて算出し、申し込み者に請求いたします。申し込み者は、当社が指定する期日までに留学費用を当社に対して支払うものとします。当社は、申し込み者の希望留学先または語学コースでの授業料及び入学登録料、ホームステイ・寮に開関する費用を第1回目の支払いについてのみ支払い手続きを代行します。その後の支払いについては、本項の他、第4条(2)項④も適用されるものとします。なお、留学費用は学校、その他支払い先の事情により、予告なしに変更されることがあります。
- (3)宿泊費
申し込み者のスケジュールの関係上、申し込み者は、出発地、途中経由地ならびに現地にホテルなどの宿泊施設に宿泊する必要がある場合があります。その場合の宿泊予約は、原則として当社が行いますが、その宿泊にかかる費用は申し込み者の負担となります。宿泊費用は、特に指定のない限り申し込み者が直接宿泊先にお支払いください。
- (4)緊急連絡費
申し込み者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関わる、緊急の連絡が必要な場合、当社は希望留学先や語学コースあるいは滞在先等の関係各所への緊急連絡をお引き受けいたします。その際にかかる費用は、相手国を問わず1件1回あたり5,000円にて申し受けます。この場合、申し込み者は、当社が申し込み者に対して請求する金額を直ちに当社に対して支払うものとします。
- (5)渡航手続きの代行
上記で定める費用の他、当社は、申し込み者の利用希望や必要性に応じて、標準旅行業約款の手配旅行契約の部ならびに渡航手配代行契約の部を準じ、別途渡航手配代行料金を収受することによりかかる業務に準じて、このサービスを引き受けます。なお、渡航手配代行に関する業務及びそれらにかかる料金は、別途ご案内する各種条件書(航空券取扱条件書、旅券・査証手配条件書等)に準じます。

- ①旅券、査証、再入国許可等に関する手続き
- ②出国手続書類の作成
- ③航空券手配に付随する手続き
- ④海外留学保険の手配
- (6)その他の諸費用
本条(1)項から(5)項で定める費用の他、当社は、申し込み者の利用希望や必要性に応じて、以下の費用を申し込み者に対して、別途手配、請求いたします。申し込み者は、当社から下記諸費用の支払い請求があった場合は、直ちにかかる諸費用を当社に対して支払うものとします。なお、※の料金は消費税が含まれます。
①出願料の追加(1校につき) 52,500円※
②語学コースの入学手続き(1校につき) 52,500円※
③留学中のサポート
・申し込み者が留学ジャーナル大学留学プログラムを申し込んでいる場合で、「安心サポートプラン」を希望する場合 280,000円※
・申し込み者が留学ジャーナル大学院留学プログラム・トータルサポートを申し込んでいる場合で、1年間を超える留学中のサポートを希望する場合、留学ジャーナル大学院留学プログラム・トータルサポートでカバーされる1年を超える留学中のサポート1年につき、105,000円※
・申し込み者が留学ジャーナル大学院留学プログラム・トータルサポートを申し込んでいない場合は、最初の1年につき、157,500円※
・それ以降の留学中のサポートについては、1年につき、105,000円※

- ④海外送金用小切手作成時または海外送金時に必要となる銀行手数料
- ⑤その他、当社が申し込み者に対して、本条に記載する以外で留学プログラムを提供するにあたり合理的と認める諸費用。

第7条 (申し込み後の変更と変更手数料)

- 申し込み者は、本条に定める場合において以下の変更手数料(消費税)を支払うことによつてのみ、留学プログラム契約につき、以下の変更をすることが可能です。ただし、必ず事前に担当留学カウンセラーにご相談ください。変更希望者には、かかる費用を別途請求いたします。
- (1)希望留学先への入学希望時期の変更
・申し込み者は、希望留学先への入学希望時期を、当該希望留学先

への出発前で、申し込み日から起算して2年以内の間であれば無料で変更できます。

・申し込み者は、申し込み日から起算して2年を超えて変更する場合、または希望留学先への入学時期を、当該希望留学先への出発後出発日前に変更する場合には、変更手数料105,000円を当社に対して支払うことにより変更できません。

(2)希望留学先及び専攻の変更

・申し込み者は、希望留学先及び専攻の変更を、当該希望留学先への出発前であれば無料で変更できます。

・申し込み者は、希望留学先及び専攻の変更を、当該希望留学先への出発後出発日前に変更する場合には、変更手数料を当社に対して支払うことにより変更できません。この場合における大学院プログラムの変更手数料は105,000円、大学院プログラムの変更手数料は210,000円となります。

(3)大学プログラムにおける出発までのサポート期間の延長

本条(1)項ならびに(2)項の変更により出発時期が申し込み日から起算して2年を超える場合、当社は申し込み者に対し、出発前のサポート期間延長の費用として1年間につき105,000円を請求いたします。

(4)大学院留学プログラムのコース変更

留学ジャーナル大学院留学プログラムのトータルサポート、スタンダードサポート、ベーシックサポートの申し込みコースから別コースへの変更は、その価格の差額をお支払いいただくことで可能です。また、コース変更によってコース費が減額する場合は、その差額を返金いたします。ただし、トータルサポートからスタンダードサポートへの変更は出発前に限り、またトータルサポートあるいはスタンダードサポートからベーシックサポートへの変更は、書類作成指導が行われる前に限り可能です。

(5)その他、当社が承認し、当社が指定する変更手数料を支払った場合。

第8条 (為替変動)

当社が本約款に基づき、申し込み者に代りして希望留学先あるいは語学コースに送金または銀行小切手の送付によって留学費用その他の費用を支払う場合、当社所定の為替レートにて100円単位(100円未満切り上げ)で決済を行います。この場合、為替変動による差額の精算はいたしません。ただし、当該留学先の指定により、到着後に留学費用、またはその一部を直接支払う場合は、申し込み者自身が用意するトラベラースチェックによる支払いとなります。

また、申し込み者が留学プログラム契約を解約し、または希望留学先あるいは語学コースへの入学を取りやめたときに希望留学先または語学コースから申し込み者に返戻される費用がある場合、当社はかかる費用を申し込み者に代わって代理受領し、かかる費用が当社が選択する日のTTBレートにて換算した上で、申し込み者に返還するものとします。

第9条 (支払い)

申し込み者は、第6条ないし第7条に定められた、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定めがある場合、当社は本約款に基づき、申し込み者が当社に対して支払ったプログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申し込み者に対して返還いたしかねます。申し込み者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申し込み者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責による事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法に必要な差額をお支払いいただきます。

なお、留学費用等を概算額で支払っている場合、後日支払い金額が明らかになり次第当社の指示に従い、当社または支払い元との間で不足金額の精算を行っていただきます。

また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料(以下、「振り込み手数料」といいます)ならびに当社から申し込み者に対して返還する際の振り込み手数料は、全て申し込み者の負担となります。

第10条 (申し込み後の取消と返金)

申し込み者が、留学プログラム契約の申し込み後に留学プログラム契約を解約する場合、当社は本約款の定めに基づき、申し込み者に対する返金の手続きを行います。希望留学先に対するキャンセル料や渡航手続きにかかる航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申し込み者の負担とします。また、当社がこれを支払ふいたしときは、申し込み者はかかる立て替え費用を当社に立て替えるものとします。

留学プログラム申し込み後の解約と返金は、次に定める通りです。なお、契約期間の満了以前に延長の申し出がない場合は、権利放棄したものとみなし、第6条(1)項に定めるプログラム費の返金には応じかねます。

【大学留学プログラム】

・申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消：当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から52,500円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから入塾をする前までの取消：当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から105,000円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから入塾後の取消：一切返金いたしません。※ただし、安心サポートプラン申し込み者が留学プログラムを取り消す場合、あるいは、留学前にサポートプランのみ取り消す場合は、安心サポートプラン費から52,500円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

【大学院留学プログラム】

・申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消：当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から52,500円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから入塾校を決定する前までの取消：当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から105,000円を差し引いた差額を返金いたします。

・申し込みから入塾をする前までの取消：当社は、第6条(1)項に定めるプログラム費から210,000円を差し引いた差額を返金いたします。

・申し込みから入塾後の取消：一切返金いたしません。

※ただし、上記プログラムの進度によらず書類作成指導が行われた場合は、さらに105,000円を差し引いた差額を返金いたします。

第11条 (各種手続きの継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申し込み者により送付・入金されず、当社の責によらない事由により当社が各種手続きの代行ができなかった場合、当社は申し込み者に対して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金いたしません。また、その期日に応じて発生した、希望留学先に対するキャンセル料や渡航手配手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、当社の責によらない事由により、当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとし、別途当社から請求いたします。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとし、

第12条 (当社からの解約)

(1)申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。

①申し込み者が、当社指定の期日までに、第5条に定める必要な書類を送付しないとき。

②申し込み者が、当社指定の期日までに、第6条及び第7条に定める費用の支払いを行わないとき。

③申し込み者が所在不明、または1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき。

④申し込み者が当社に届け出た、申し込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な虚偽のあることが判明したとき。

⑤申し込み者が、本約款に違反したとき。

⑥その他当社がやむを得ない事由があると認めたとき。

(2)前項に基づき、当社が本約款に基づく留学プログラム契約を解約したとき、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申し込み者が当社に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申し込み者に対して一切返金いたしません。また、解約により発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料や渡航手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとし、申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとし、

第13条 (免責事項)

(1)当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申し込み者が留学できなかった場合または希望留学先への正式入学ができなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。

①申し込み者の希望留学先やコースが定員に達して入学できない場合。

②申し込み者の希望する滞在施設が定員に達して滞在できない場合。

③通信事情または希望留学先の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、申し込み者が出発できなかった場合。

④申し込み者の希望する留学先に出席し、入学の許可が得られなかった場合。

⑤申し込み者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合。

⑥ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。

⑦天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申し込み者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。

⑧申し込み者の事情により、留学ローンが実行されず、手続きの継続が不可能と判断される場合。

⑨申し込み者が、本約款に違反した場合。

(2)「留学ジャーナル株式会社プロテクション」の業務は、AIG(インターナショナル・サービスズ(AIGIS))が行います(渡航後帰国まで、最長1年間)。なお、緊急時に24時間体制で電話により適切なアドバイスをしますが、当社は、その内容に何らの保証をすることはできません。

(3)第4条(8)項に基づく当社による留学ローンの紹介、申し込み手続き代行において、当社は、申し込み者の資格審査の結果による留学ローンの可否や債務保証等、その他一切の事項につき一切責任を負いません。

(4)申し込み者は渡航後、申し込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは留学先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申し込み者本人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツ等による事故は、申し込み者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要なる場合は、申し込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、プログラム費、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。

(5)当社は、希望留学先・語学コースから当社に送られてきた最新資料に基づき留学プログラムを提供しますが、当社の責によらず、希望留学先・語学コースの事情による授業内容の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更については一切その責任を負いません。

第14条 (損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

第15条 (前受金の保全)

当社は、次の通り前受金の保全措置を講じております。

当社は、留学に係る費用の内、プログラム費、授業料、滞在費のお預り金(前受金)を対象として、当社の運営資金ならびに保有財産から完全に切り離し分別管理をするための「前受金分別信託制度」を導入しています。

詳細は、別紙約款の「留学プログラムに関する前受金の保全について」をご参照ください。

また、旅行業法にて対象となる飛行機代やホテル代等の渡航に係

る費用につきましては、観光庁長官登録旅行業第1種を当社は取得していることにより、日本旅行業協会にも弁済業務保証金分担金を供託しています。これにより、万が一の緊急事故対応及びサポートの保金額相当分が返保証されます。

第16条 (守秘義務について)

当社では、申し込み者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき当留学手配の目的以外では一切に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためにのみ、当申し込み書記載内容及び海外留学保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

第17条 (個人情報の取扱について)

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。

(1)個人情報の取得及び利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行に必要な限りを利用いたします。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱を第三者に委託する場合には、当該第三者の目的と厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正監督を行います。

(2)個人情報の利用目的について

申し込み者が留学相談、申し込み、留学商品及びサービスをご利用いただく際、申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報の提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学商品やサービスを当社が提供する際に必要となる情報です。また、申し込みをする際には、留学先への入学手続き上必要となる、日本の申し込み者の最終学業成績、健康診断書、財政証明書等の提出をお願いする場合があります。さらに運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスを受領するための手続きに必要な範囲内で利用します。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申し込み者の個人情報当社へ提供いただくか否かについては、申し込み者自身で選択できるものであり、申し込み者自身に判断を委ねます。その他当社では、よりよい留学商品の開発のためのマーケット分析やアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業やグループ企業の商品・サービスののご案内を申し込み者にお届けするため、あるいは、留学帰国後のご意見やご感想の提供をお願いするなど、申し込み者の個人情報を利用していただく場合もあります。なお、申し込み者から提供しただけでない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスを利用できない場合があります。

(3)個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。当社は、申し込み者へ留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申し込み者が提供した申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報を、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業(航空会社、ビザ代理申請会社、現地手配会社等の業務委託先)に開示いたします。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申し込み者が提供した個人情報第三者に開示することはありません。次の②項と③項のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

①申し込み者が個人情報の開示に同意している場合

②法令により開示が求められる場合

③申し込み者本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合

④統計資料のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

(4)個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容や、申し込み者の同意を得ずして変更することはいたしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。

(5)個人情報の照会・変更・利用停止・削除について

当社は、申し込み者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることをご確認させていただきます。なお、要望に応じて個人情報を変更・利用停止・削除等は場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。

(6)個人情報保護管理者

当社では、個人情報保護管理者を次の通り定めています。

管理本部

本部長 矢島和雄

連絡先：03-5312-4421(代) (平日のみ10:00~18:00)

第18条 (管轄裁判所)

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

第19条 (約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第20条 (準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第21条 (発効期日)

本約款の照会は、2011年10月5日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。